

2025年度事業計画

I マグロ資源・マグロ漁業の現状と OPRT の課題

1. マグロ地域漁業管理機関（RFMO）の現状と今年の課題

2024 年は、コロナ禍は沈静化したものの、多くの RFMO 会合、特に技術的会合はハイブリッドスタイル（実会合とオンライン会合の併用）又はオンラインで開催された。オンライン参加は時差の問題はあるものの旅行費用と時間を節約できるため、この傾向は 2025 年も続くであろう。

まき網の FAD 操業による小型メバチの多獲がはえ縄操業に与える影響は依然として看過できない問題である。小型メバチ漁獲量の削減は MSY（最大持続生産量）水準を上昇させ、総漁獲可能量（TAC）の増大を可能とし、はえ縄漁業のみならず全ての漁業に利益をもたらす。小型メバチ漁獲量の削減は、はえ縄漁業経営の改善にとって極めて重要であり、OPRT としてこれを推進していく必要がある。本件については、いくつかの RFMO で 1 隻あたりのまき網漁船が常時使用できる FAD 数の制限や禁漁期間の設定が行われており、2024 年には IOTC と ICCAT において新しい規制措置が採択された。IOTC においては規制が強化されたものの、ICCAT においては科学的助言に基づき FAD 禁漁期間の時期変更、短縮がされており、これらの措置がどれほどの効果があるのかを注視していくと共に、引き続き各 RFMO における FAD 数の削減、FAD 禁漁期の導入・拡大に加えて FAD 操業回数の制限といったより効果的な管理措置の導入を進める必要がある。

近年、IUU 漁業により漁獲された水産物の流通防止の観点から、操業の透明性の向上が必要となっており、その手段として人間オブザーバーの乗船率向上や電子モニタリング（EM）装置の船上への設置が求められている。2023 年の ICCAT、IOTC に続き 2024 年は IATTC と WCPFC においても EM システムの仕様に関する暫定最低基準が合意された。EM システムの導入・実施については、OPRT メンバー間で世界的な課題として情報の共有を図る必要がある。

船員の労働基準については、初めての RFMO における保存管理措置として、2024 年の WCPFC 年次会合において、拘束力のある労働基準が合意され、2028 年から発効することになった。他の RFMO の議論への波及について留意する必要がある。

各マグロ RFMO の現状と今年の課題は以下のとおり。

(1) WCPFC

WCPFC は、昨年の年次会合で、太平洋クロマグロの 2025 年以降の措置として、増枠が決定された（小型魚 4,725 トン→5,125 トン、大型魚 7,609 トン→11,869 トン）。また同措置は 2026 年に見直すことが明記された。

（OPRT 事務局としては、大幅な増枠を歓迎する一方、マグロ類全般の生産者価格下

落を懸念しており、生産者サイドが、人件費や燃料費などコスト上昇で厳しい経営状況にある中、日本国内外の消費者に天然・船凍マグロ類の購入量の増加により価格を支えていくための取組みが一層必要と考える)。

2023年の年次会合において、2024~2026年の熱帯マグロに関する新たな保存管理措置(CMM)が採択されたが、昨年会合においては、メバチの管理方式に重要な技術的要素となる候補 TRP (目標管理基準値) に合意した。WCPFC は、メバチとキハダの管理手続きの導入に向けて管理目標に合意することを進めている。

昨年の年次会合で EM システムの仕様に関する暫定最低基準が合意された。今後とも OPRT メンバー間で世界的な課題として情報の共有を図る必要がある。

船員労働基準については、昨年の年次会合で拘束力のある CMM として船員労働基準が合意され、2028年1月から発効することになった。これは、WCPFC が全 RFMO の中で最初に導入した措置であり、船舶の安全な労働環境を確保し、船員の福利厚生を向上させること等が目的である。

昨年年次会合で、サメに関する現行 CMM がレビューされ、「ヒレと胴体の切り離し禁止」及び「代替措置」について、いくつかの条件下で3年間延長することになった。

洋上転載規制に関する CMM の強化については、昨年の年次会合でも合意ができなかった。今年の年次会合でも引き続き新たな CMM を採択することを目指すことになる。

海鳥に関する現行 CMM については、昨年の年次会合でレビューされたが見直し案は合意されなかった。

(2) ICCAT

熱帯マグロについては、昨年の年次会合でメバチの 2025~2027 年度の国別 TAC が決定され、総計は現在の 62,000 トンから 73,011 トンに増加された。TAC の増加分は、主に個別割当のない国の留保枠となる。キハダについては、近年、TAC110,000 トンの水準を超えた漁獲量が続けているものの本年度も同水準の TAC を維持することとなった。なお、科学委員会は総漁獲量が TAC を超えないよう漁獲割当を導入するよう勧告している。

FAD 管理措置については、昨年の年次会合で科学的助言に基づき FAD 操業禁止期間の時期変更と従来の 7 日間禁止が 4 5 日間禁止に短縮される一方、FAD の 1 隻あたり使用制限数は、2025 年は 300 個を継続するものの、2026 年及び 2027 年は 288 個に削減される。これらの規制が安定傾向にある熱帯マグロ資源に与える影響を注視していく必要がある。

北大西洋メカジキについては昨年の年次会合で管理手続きが採択され、2025 年から 2027 年までの TAC は毎年 14,700 トン (2024 年は 13,200 トン) へ増枠された。

サメに関しては、昨年の年次会合において、洋上におけるヒレの胴体からの切り離し禁止に関する提案がなされ大多数のメンバーが支持したが、日本が WCPFC における議論と結果を踏まえて本年の年次会合に提案を出すことを条件に継続審議となっている

る。

現在大西洋クロマグロのみが対象となっている漁獲証明制度については、2023年の年次会合で新たな作業部会が設置され、他の魚種に関する制度設計について議論が行われている。本件は IUU 漁業排除に向けた重要な措置であり、OPRT としても推進していく必要がある。

(3) IOTC

2021年に採択されたキハダの保存管理措置については6ヶ国が異議申立を行っているため、昨年（2022年）の年次会合でも新たな決議を採択することができなかった。一方、キハダ資源は長年過剰漁獲状態であると評価されてきたが、昨年12月の科学委員会において健全であるという評価に変わった（資源評価の見直しは2026年に行われる）。キハダに対する新たな、より保守的な措置が期待される。

FAD 管理措置については、新たに、各まき網漁船が一度に使用することができる DFAD の数を現行の300から2026年1月1日以降は250、2028年1月1日以降は225（小規模漁業経営者や沿岸途上国は別途数値を定めている）に制限される等の決議が採択された。なお、DFAD を使用したまき網漁業の禁漁期間については合意されなかった。関連する IOTC 保全措置を完全に実施するなど、FAD 管理措置と規定の強化を進める必要がある。

サメについては、昨年（2022年）の年次会合で、船上でヒレを胴体から切り離すことの禁止及びワイヤートレースとシャークラインの禁止が提案され議論されたが、合意はなかった。今年も同様の提案が再度提出される可能性が高い。

(4) IATTC

熱帯マグロについては、2021年に新たなまき網漁業の保存管理措置が採択され、これには、(1)メバチ漁獲に関するまき網船別上限(当該船がメバチを1,200トン以上漁獲した場合 FAD 使用禁止期間が延長される)及び(2)漁船のサイズ毎に1回に使用できる FAD 数を徐々に削減することが含まれている。昨年（2022年）の年次会合において、新たな資源評価結果に基づき、まき網漁業措置の見直しの議論が行われたものの同意に至らず、現行まき網措置やメバチの年間漁獲上限の設定は、2026年までの2年間延長を基本とした措置が採択された。

EM システムの仕様については、昨年（2022年）年次会合で暫定最低基準が合意された。

(5) CCSBT

昨年（2022年）の年次会合においては、資源回復が続くミナミマグロの2024年～2026年の TAC が20,647トン（現行17,647トン）に決定、また、国別配分も現状維持で合意された。なお、新たな国別配分については本年（2023年）の年次会合で議論される予定。

海鳥の混獲問題については、昨年（2022年）の年次会合でハイリスク水域の特定とオブザーバカ

バー率の向上が提案されたが合意に至らなかった。本年年次会合でも本件の議論が続くことが見込まれる。

2. マグロ RFMO に関する諸問題についての OPRT としての対応の方向性

以上の状況を踏まえ、OPRT として以下の活動を行う。

- (1) OPRT 事務局は、2025 年もマグロ RFMO の会議を可能な範囲でモニターし、会員に対して適宜情報提供を行う（2025 年 RFMO 主要会議の日程は別添のとおり）。ただし、対面会合しか開催されない場合は経費節約のため出席しない。
- (2) OPRT 会員及び事務局は、はえ縄漁業に影響を与える問題として、特に FAD 管理措置、転載管理措置、オブザーバーカバレッジ（電子モニタリングを含む）、漁獲証明制度、漁業労働問題について議論の推移に十分注意を払い、OPRT 会員は必要に応じて当局に対して意見具申する。特に、電子モニタリングについては、今後導入が進むことが予想されることから、予算の状況を踏まえつつ会員間の情報共有を進める。また、漁業労働問題については、WCPFC で合意されたことを受け、他の RFMO の議論に留意する。
- (3) サメ、海亀及び海鳥の混獲問題については、適切に対応しなければ、はえ縄漁業の存続にも拘わることから、RFMO における議論をフォローするとともに適時適切な OPRT 混獲問題方針の改正を行う。

3. その他の事項に関する対応の方向性

(1) 過剰漁獲能力問題

マグロ資源の持続的利用のため、OPRT 会員間合意（2003 年世界まぐろはえ縄漁業会議）に基づき、引き続き大型はえ縄漁船の総隻数の抑制を継続していく必要がある。併せて、これまで OPRT が払ってきた努力の効果を維持するためにも、必要に応じて実効的な管理措置の導入を OPRT 会員間で議論する。

また、海外のマグロはえ縄漁業団体等から OPRT への加入希望がなされた場合は、IUU 漁業の排除及び漁獲能力の抑制の観点から、加入希望団体の資格について関係当局、関係団体等の助言を得つつ審査し、適切に対応する。

(2) IUU 対策

世界最大の刺身マグロ市場国である日本に輸入されるマグロ類から IUU 漁獲物を排除することは、OPRT 会員にとって重要である。このため、マグロ類の日本への搬入に関して、水産庁が実施している事前確認制度の下、提出される一部の書類の入力・集計、通関(輸入)実績の迅速かつ精確な把握のための作業を OPRT としての的確に行う。特に、RFMO 登録漁船による漁獲魚種名、漁獲漁場の偽報告、船名の詐称等は、資源管理措置の効果を減殺するものであり、各 RFMO で導入された漁船の固有識別情報（IMO 番号）等の活用による情報の収集、輸入マグロに関する諸データの分析、DNA 検査等を総合的に推進する必要がある。

また、OPRT 会員漁船の日本へのマグロ類の輸出状況を、迅速に各会員にフィードバックし、管理の促進・強化に供する。

(3) 天然刺身マグロ消費拡大

OPRT の目的の一つである「適切な資源管理の下で漁獲されたまぐろ類の持続的利用の促進」については、日本での魚離れの進行、他の食材との競合が強まっている中、大型まぐろはえ縄船等が生産する天然刺身マグロの特質(資源の持続的可能な利用の面のみならず、優れた鮮度・品質を有する食材としての面)を引き続き消費者に訴えていくことが重要である。

特に 2024 年は日本市場において、大型はえ縄漁船によって漁獲された冷凍刺身用マグロの生産者価格が低迷し、漁業経営に悪影響を与えたことを踏まえ、戦略的に消費拡大のキャンペーンを実施する必要がある。具体的には、従来からの冷凍天然刺身マグロキャンペーンの実施に加え、主に若い世代 (Z 世代等) に向けた YouTube 動画等の SNS の活用による消費促進運動や、新たにインバウンド消費拡大のための英語等外国語のポスター・パンフレットの作成・配布等の活動を進めていく。

(4) 便宜置籍船スクラップ事業

同事業は、日本の国庫から拠出した資金を便宜置籍船スクラップの実施に充て、その後は、日本船、台湾船及びバヌアツ・セイシエルの正常化船から資源管理協力費(事業負担金)を徴収することにより、2031 年度末までに全額返納する計画である。今年度も同枠組の下、継続して事業負担金の徴収を行い、現在貸し付けを受けている海外漁業協力財団に返納する。

II 事業計画

OPRT は、上記を踏まえ、また、厳しい財政状況も踏まえつつ、マグロ資源の保存及び管理の強化を推進し、もってマグロ漁業の持続的発展とマグロ市場へのマグロの安定的な供給に資するため、下記の事業に取り組むこととする。

なお、コロナ禍において活用していたリモート様式での事務処理やウェブを利用した会合の開催については、引き続き業務効率化の手段として差し支えない範囲で活用していくこととする。

(1) 資源状況及び国際管理の動向の把握

- ・各地域マグロ類漁業管理機関 (RFMO) の動向把握・分析・情報提供
- ・環境 NGO の動向把握・分析・情報提供

(2) 実効ある資源管理の確保

①IUU 漁業の廃絶・防止への取り組み

- ・日本へ輸入されるマグロのモニター

- ・ RFMO のポジティブ・リストのモニター
 - ・ マグロ類の輸入に関する事前確認制度の一部関連作業の実施
 - ・ DNA 検査の実施
- ②漁獲能力抑制の推進
- ③OPRT 登録漁船の管理（登録船リストの維持・管理・改良を含む）
- ④中古マグロ延縄漁船の国際取引の把握・輸出中古船の動向調査
- ⑤混獲生物問題への取組
- (3) マグロ資源の持続的利用の促進による責任あるマグロ漁業の推進
- ・ 第 22 回天然・刺身マグロキャンペーンの実施
 - ・ SNS を活用した消費拡大の推進、インバウンド向け広報活動
 - ・ 日本以外の市場に関する情報収集（インバウンド消費含む）
- (4) マグロ資源の管理、貿易及び市場に関する調査及び研究開発
- ・ 日本が輸入するマグロ類の流通状況調査
 - ・ マグロ類の国際流通状況調査
- (5) マグロ資源の保存・管理に関する国際的な漁業者間の交流・協力の促進
- ・ 情報・意見交換会の開催
- 議題として以下を検討
- （－キャパシティ管理の在り方
 - －中古漁船輸出入ルールの明確化）
- ・ 関連情報の提供
- (6) 責任あるまぐろ漁業の理念の普及・啓発
- ①OPRT ニュースレターの作成、配布
- ②OPRT ホームページ（日英）を通じた情報提供
- ③OPRT セミナーの開催
- テーマ候補
- ・ 電子モニタリング
 - ・ まぐろ市場動向
 - ・ 一般向けマグロ漁業勉強会
- ④賛助会員加入の促進
- ⑤友好団体との連携協力による事業の推進
- (7) FOC スクラップ事業基金の管理
- ・ 負担金の円滑な徴収
 - ・ 徴収負担金の返納（公益財団法人 海外漁業協力財団）